

医療費適正化計画の概要及び策定スケジュールについて

1 計画の概要

(1) 目的

急速な少子高齢化や経済の低成長等医療を取り巻く環境が大きく変化している中、国民皆保険を堅持し続けるためには、国民の生活の質（QOL）の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていく必要がある。

このため、国が定める基本方針に即して、国及び都道府県がそれぞれ医療費適正化計画（5年間・第1期は平成20年度～平成24年度）を策定し、生活習慣病の予防対策や入院期間の短縮対策などにより、国民の健康増進やQOLの向上を目指しつつ、結果として医療費の伸びの抑制が図られることを目指すもの。

(2) 政策目標等

都道府県は、住民の健康の保持の推進に関する目標や医療の効率的な提供の推進に関する目標（例えば「内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率」や「療養病床数に関する目標数」など）を定めるとともに、政策目標の実現に伴う医療費の見通しを示す。

なお、計画の策定に当たっては、都道府県の健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画及び地域ケア体制整備構想の目標等と整合のとれたものとして作成し、施策の連携を図る。

(3) 目標達成状況の検証

国及び都道府県は、計画の中間年（平成22年度）において、進捗状況を検証するとともに、計画の終了時において、政策目標の達成状況を検証する。

なお、それらの状況を踏まえ、都道府県は目標達成に必要であると認める場合、国に対し診療報酬全般に係る意見を提出できる。

また、国は平均在院日数の短縮に関する目標達成に必要があると認める場合、都道府県との協議を踏まえ、都道府県別の診療報酬の特例設定を行うことができる。

2 計画に盛り込む事項について

(1) 計画の基本理念

(2) 医療費を取り巻く現状と課題

(3) 医療費適正化に向け県において達成すべき政策目標（下記3参照）

(4) 目標を達成するために県が取り組むべき施策（下記4参照）

(5) 計画期間における医療費の見通し（下記5参照）

(6) 計画の達成状況の評価（下記6参照）

3 達成すべき政策目標

項目	数値目標	H24における目標 (基本方針案で示された参酌標準による)	備考
住民の健康の保持の推進に関する目標	特定健診実施率	対象者の70%以上(ただし、県民が加入する主要な保険者が特定健診等実施計画で定めるH24年度の目標を積み上げた数字が70%を下回る場合、その数字でも可)	健康増進計画の目標値との整合性を図る
	特定保健指導実施率	特定保健指導が必要と判定された対象者の45%以上	
	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	H20年比で10%以上	
医療の効率的な提供の推進に関する目標	療養病床の病床数	医療保険適用の療養病床(回復期リハビリテーション病床除く)の現状数(H18.10月)から、医療療養病床から介護保険施設等に転換又は削減する見込み数(「医療区分1」病床数+「医療区分2」病床数×3割)を控除し、介護保険適用の療養病床から医療療養病床へ転換する見込み数(「医療区分3」病床数+「医療区分2」病床数×7割)を加えた病床数を基に、計画期間中の後期高齢者人口伸び率や救急医療の充実、在宅医療及び地域ケアの推進に関する方針等を総合的に勘案し、それぞれにおける実情を加味し設定	地域ケア体制整備構想で策定する「療養病床転換推進計画」における療養病床数との整合性を図る
	平均在院日数	本県の平均在院日数(H18病院報告)から〔本県の平均在院日数(同報告)-最短県の平均在院日数(同報告)〕×1/3の日数を減じた日数	

4 目標達成のために県が取り組むべき施策

(1) 住民の健康の保持の推進(生活習慣病の予防対策)

- ・ 保険者による特定健診及び特定保健指導の推進
- ・ 保険者協議会の活動支援
- ・ 保険者における健診データ等の活用の推進
- ・ 市町村等による一般的な健康増進対策への支援

(2) 医療の効率的な提供の推進 (入院期間の短縮対策)

- ・ 療養病床の再編成
- ・ 医療機関の機能分化・連携
- ・ 在宅医療・地域ケアの推進

5 計画期間における医療費の見通し

5年後の医療費の推計値 (目標を達成しない場合の推計値)

上記の取り組みを行い、目標を達成した場合に予想される5年後の医療費の見通し

6 計画の達成状況の評価

計画の中間年度 (H 2 2 年度) 及び最終年度の翌年度 (H 2 5 年度) に進捗状況及び実績評価を行い、その結果を公表。

中間評価を踏まえ、必要に応じ達成すべき目標値や取り組むべき施策等の内容の見直しを行うとともに、当該評価結果を次期計画の内容検討に際し反映させる。

7 策定スケジュール案

時 期	項 目
平成 1 9 年 7 月	医療費適正化計画策定懇話会 (以下「懇話会」という。) の設置
8 月	第 1 回懇話会 (構成案審議)
1 1 月	第 2 回懇話会 (中間案 (政策目標等) 審議) 医療審議会へ報告
1 2 月	国より医療費の見通し推計ソフト配布
平成 2 0 年 1 月	第 3 回懇話会 (最終案 (医療費の見通し等) 審議)
2 月	パブリックコメント実施・市町村へ文書による協議
3 月	第 4 回懇話会 (予備) 医療審議会へ報告
4 月	宮城県医療費適正化計画の施行